

## 経済建設常任委員会会議記録

- 1 日 時 令和4年2月10日(木) 午後1時26分～午後3時19分
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席委員 茂木委員長、三ツ石副委員長、中村、井上、井之川、大島 各委員
- 4 説明者 山田都市建設部長、木暮建築住宅課長、渡邊都市計画課長、  
藤井経済部長、青柳産業振興課長、大竹農林課長兼農業委員会事務局  
長、生方観光交流課長
- 5 事務局 小菅事務局長、古味副主査
- 6 議 事 (1) 都市建設部各課の所管・調査事項報告  
(2) 都市建設部各課の調査事項検討・意見交換  
(3) 経済部各課の所管・調査事項報告  
(4) 経済部各課の調査事項検討・意見交換  
(5) 今後の日程について

### 7 会議の概要

#### (1) 都市建設部各課の所管・調査事項報告

○委員長 はじめに、次第(1)都市建設部各課の所管・調査事項報告に入る。

##### ア 建築住宅課

##### ・所管・調査事項報告

○委員長 まず、建築住宅課の所管に係る事項について、報告願う。木暮建築住宅課長。

○建築住宅課長 建築住宅課からは、狭あい道路拡幅整備事業の進捗状況について報告する。

1 ページは、過去5年間の協議進捗状況である。

建築基準法第42条第2項道路かつ市道沿いの敷地に建築する際、敷地後退部分の土地を寄付するか、個人で管理をするか、事前協議をする。令和2年度の事前協議は25件だった。寄付の場合、測量、分筆を市から土地家屋調査士協会に委託する。令和2年度の測量委託は、8件であった。既に測量、分筆が済んでいる場合も含め、寄付した方に、ささやかなお礼が報償金として支払われる。令和2年度は11件であった。寄付部分の舗装工事は20件、面積は362平方メートル、延長は390メートルだった。

令和2年度に協議した後退部分の道路延長は、575メートルで、その内、寄付していただいた道路延長は410メートルであった。

建築した敷地が、たまたま狭あい道路沿いが多い年、少ない年があるため、件数は年によって違う。参考までに申し上げますと、沼田市の建築基準法第42条第2項道路の路線延長は、約72キロメートルである。この72キロメートルは、狭あい道路拡幅整備事業の対象としている市道認定された道路のほか、民地の道路も含まれた数字になっている。また、路線の合計延長であるので、ほとんど4メートルだが、一部幅員4メートル未満という路線が含まれているので、この数字はあくまでも参考とお受け取りいただきたい。

平成20年10月から本事業で協議した道路延長の累計は、道路の片側だけであるが、令和2年度末で5キロメートルを超えた。令和3年度末に累計5キロメートルを超えることを目標にしていたので、目標は達成した。

今後も周知を心がけ、市民の理解と協力が得られるよう努めていく。

建築住宅課の報告は以上である。

○委員長 報告が終わった。報告事項について質疑を行う。狭あい道路拡幅整備事業の進捗状況について。

○中村委員 平成28年から令和2年度までの進捗状況の件数が出ているが、令和2年度を例にとると、25件事前協議があった。8件が測量委託を行って、測量、分筆を行ったということでしょうか。

それと、25件事前協議があったけれども、測量委託が8件ということは、17件が測量委託されていない。その原因がどのようなところにあるのか伺いたい。

それから報奨金を、課長先ほど少ないような金額でお礼のような形で支払っているようなことを言っていたが、この報奨金の算定をどのようにしているのか伺う。

それから、舗装工事の20件の建設課に依頼し、市道の基準で舗装という形があるのだが、これは建設課が市道の表層上層下層の路盤構成でやっていると思うが、市道の路盤構成に準じた舗装を行っているかどうか。これは建設課の所管になるかと思うが、部長に伺いたい。

○建築住宅課長 まず1番目が、測量委託、分筆を行ったものかということだが、分筆測量を行ったものである。

2番目が、17件の測量委託されていない原因ということだが、これは申請されてから、結構時間が掛かるものであるから、先に確認申請を出しておいて、後から時間があるときに寄付しますという方もいたり、どうしても寄付できない、所有者の関係が複雑すぎて寄付できないという方もいる。そういった方には市から後退杭を支給しているので確実に後退はしているのだが、分筆、寄付まではされていない状況である。

3番目の報奨金の金額算定だが、他市の状況も参考にしたり、経済状況もあるので、低めであるがこのような設定にしている。ちなみに安中市であるが、安中市が24万とか、28万とか金額が大きいのだが、これは所有者自ら分筆測量を行うために、こういう金額になっている。

4番目が、舗装工事の路盤構成だが、建設課で設計をしてもらい、市道の路盤構成に準じた構成でやってもらっている。

○都市建設部長 補足説明させていただくが、舗装構成については、一般的にも市道の寄付行為というのがあるので、それと市の構成が違うというのは、話が合わないということもあるので、市道の舗装基準に基づいてやっているというところである。

ただ、拡幅部分であるので、現道自体が舗装構成がそれほど良くなかったりだとか、幅員が当然狭いところであるので、そういったところは加味しながら、基本的には市道基準に基づいて舗装を行っているというところである。

○中村委員 報奨金については、各市町村によって、今安中市では個人で分筆を行うというようなところは、報奨金は高いですよという部分もあるかと思うが、測量委託をして、分筆をして舗装をするのだが、寄付をしないで分筆のみをしたとか、そういう同意を得ているようなところで舗装工事までしている部分があるのかどうか1点。

それと、狭あい道路であるから、道路の中央から2メートルずつ4メートルで振り分けているかと思うが、一つの道路の中で、後退して部分的に広がった部分で、例えば支障物

件が残っているだとか、そういうところもあるかと思うが、そういうところの支障物件の除去等について、建築住宅課で何らかの指導して行っているのかどうか、2点目伺う。

○建築住宅課長 寄付をしないけれども分筆をしたり舗装工事をしたりしているところがあるかという話であるが、寄付をしない場合は、分筆測量の委託料はかけていない。また、舗装工事もやっていない。

2番目が、中央から2メートル後退したところに支障物件があった場合であるが、支障物件があるということは建築基準法の違反になるので、それは撤去してもらわないと協議にのらないという形になる。協議をしている間に撤去をしてもらって、支障物件がありませんので、という誓約書、これからはみ出すことはありませんという誓約書を出してもらって、協議は完結している。

○中村委員 後退道路の、後退部分の中への支障物件について、そこを利用する方が、後退したのみの場合じゃなくて、そこを利用する方が何名か隣接で出てくると思う。その中に、例えば電柱があってもちょっと支障を来しているというようなところがたしかあったと思うが、その辺の指導についてはどのように行っているか最後に伺う。

○建築住宅課長 道路の後退部分に電柱がある場合は、住民からの申請だとただで動かしてもらえるので、それを住民の方に、東電に言ってくださいとお願いすれば動かしてもらえるが、市からはお金が掛かることはしないので、どうしても邪魔という場合以外は市からは申請していない。

○委員長 ほかに。

○井之川委員 狹隘道路の整備の関係では、実際に行ったところの住民からは、私共も喜びの声をたくさん聞いているのだが、今先ほどあったように、事前協議はやったけれども実際には手が付けられなかったというようなところは今後どうなるのか。要するに住民任せなのか、それとも市のほうでもいろいろな指導に入ったりすることを考えているのか、まず1点聞きたい。

それから、狹隘道路の関係であるので、例えば4メートルの道路を取りたいけれど、元々住民同士で境界線の争いみたいのがあって、狹隘道路に関係する住民がほとんど賛成なのだが、1軒だけ元々の解決していない問題で狹隘道路の関係は協力できるけれど、例えば塀があって、それを壊して後退するというようなことが上手くいかない場合は、1軒だけくらの場合はどうなるのか。それを伺いたい。

○建築住宅課長 事前協議で手が付けられないところ、寄付に至らなかったところは今後どうするかということだが、事前協議をしてくる申請者は、これから家を建てますという方が多いのだが、それに対しての協議であるので、後退は必ずする。後退をしないと家が建てられないので、建築基準法に適合しないことになるので必ず後退はする。まず寄付まで至らなくても、先ほども申し上げたが、先に事前協議はしておくのだが、寄付は今すぐできないので、支障がなくなったら、例えば所有者の方で話が付いて、寄付できるような状況になったら寄付してくださいとか、そういうことでお願いをしている。何年かに1回は寄付をしていただかなかった方に対してはがきで寄付していただける状況になったら寄付してくださいという呼びかけを数年毎に手紙を出しているので、働きかけはしている。

2番目だが、4メートル取りたいが境界の争いがある、例えば塀を壊してなくて後退を上手くいかない場合はどうするかという話だが、これも同じだが、沿線でそろって寄付

ということではなくて、おそらくこれから建築する方が申請してくるので、その方というのは塀が今飛び出していたとしても必ず壊す。建築基準法で壊さないと、飛び出しているものは違反になってしまうので、事前協議の対象者は上手くいかないという場合はない。必ず壊して後退はするというふうになっているので問題はない。

○井之川委員 私がちょっと関わったようなというか、意見を聞かれたりしたことがあるのだが、要するにまちの中で、新しい家を建てるのではなくて、元々住宅街でかなり大変なところで、消防車や救急車が入れないような、そういう道路がたくさんあるが、そういうところの狭隘道路の、曲がり角を三角に取るというか、そういうようなことで、だいたいこの事業を活用して良くなったというようなことを聞いているのだが、そういう既存の住宅がある住宅街なんかで、一つ聞きたいのが、市のほうでそういうところは把握していると思うが、そういう場所について、市のほうでこういう制度がありますよということで、狭隘道路の解決のために周知をするとか、そういうことはやっているのかどうか。

さっき聞いたら、やっぱり住宅街の中で、なかなか実際には話し合いがつかないなんて話も聞いたのだが、現実には、現実に合わせて市のほうできちんと対応してくれたので、今現場に行けば、そういう角なんかは立っているのだが、事前協議のなかで、道路中央線よりも2メートル2メートルだが、2メートルよりも少ないところにちょっと境界線なんかの争いもあって、現実にはそういったところにブロック塀が立っているところなんかは残っているというふうに聞いているのだが、その辺は既存の住宅街ではある程度現実に合わせて優遇しているのかということが聞きたい。要するに、既存の真ん中からびたっとやるのではなくて、測る位置をずらすとか、そういうことで、基準に合わせていこうというような、そういうことがあるのかどうか伺いたい。

○建築住宅課長 周知をしているかということだが、制度の内容や寄付経験者の談話などを広報やホームページ、また数年ごとに自主管理の人に協力依頼のはがきを送ったりして周知は図っている。

2番目だが、既存のブロック塀が出てきたりするときに、中心線をずらしたりすることだが、中心線はずらさない。基本的には赤道というのが昔あった、それを中心にしているので、それをずらしたりすると、ぐにゃぐにゃと曲がってしまうので、それは立ち会いをしたときに、ここはこうで、向こうは立ち会いをしているのでこうなんですよということを承知していただき、今出ているものについては次に建て替えるときや増築するときに壊してくださいねという承知をしていただいている。

○委員長 ほかに、質疑はあるか。（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ以上で建築住宅課を終了する。

#### イ 都市計画課

##### ・所管・調査事項報告

○委員長 次に、都市計画課の所管に係る事項について、報告願う。渡邊都市計画課長。

○都市計画課長 都市計画課所管の調査事項について説明する。

まず、中心市街地土地区画整理事業について、3街区の今後の計画はどうなっているのか、であるが、1ページの3街区仮換地図を見ると、現在、仮換地指定済みの上之町部分については、1部の建物を除いて移転が完了したところである。引き続き、街区内の区画道路の整備を進めていく予定であるが、国道120号、本町通りの拡幅と北側の市道中央

通り線の改良については、交差点間の建物の移転、セットバックが済んだところで、工事に入ることになろうかと思う。再建については、すぐに予定しているのが1軒、残りの地権者については、具体的な再建計画を教えていただけていないが、少しでも有利な土地利用を模索中なのではないかと思う。

市としても、何件か相談や紹介をした経過があるが、具体的な進展には至らなかった。

次に、都市計画道路の街路事業について、現状の管理と今後の整備計画はどのように進めていくのか、であるが、まず管理については、都市計画事業というのは整備の手法であり、整備が済み供用開始となる時点で、順次、市道として建設課に管理移管をしている。であるので、都市計画道路の管理も他の市道を含めた全体としてのバランスを見ながら、行われているものと考えている。

今後の整備計画についてであるが、2ページに沼田都市計画道路整備状況図を付けた。着色された路線が都市計画道路で、黒色が整備済み、黒色の点線が暫定供用中、赤色と青色が事業実施中で、赤色の実線が供用済み、赤色の点線が未着手未供用区間、青が工事实施中の区間である。

今後の計画についてであるが、まずは幹線道路である環状線の開通を優先すべきものと考えている。現在の認可区間が完了した後は、環状線の残りの区間、水色の着色部分を進めていくことになろうかと思う。他の路線についてであるが、黄色の路線については、現道2車線が既に確保されている路線となる。それらの路線についても歩道が狭い、交差点が小さいなどの課題があるものと思うが、材木町通りの一部を除いて、ほとんどが群馬県管理の国県道である。そちらの整備については、道路管理者である県の意向も踏まえ、必要性、緊急性といった社会的要請に応じて、検討をしていくことになるものと考えている。

以上で、説明を終わる。よろしく願います。

○委員長 報告が終わった。報告事項について質疑を行う。まず、中心市街地土地区画整備事業について、3街区の今後の計画はどうなっているかについて。

○中村委員 先ほど課長の説明があった中で、3街区の中に1軒取り壊しが残っている、それで今後いろいろ模索していくというような説明だったかと思うが、もう少しこの1軒残っている方についての状況等の報告をできたらお願いしたい。

それと、国道から入る区12-2のところの拡幅が、どのような計画で今後推進、整備していくのか、そのへんの計画について2点伺う。

○都市計画課長 1軒残っているところの状況ということであるが、本人の再建のスケジュールと市のほうで擦り合わせをしているところである。基本的には本人は動かすということを行っているので、要は再建のスケジュールの関係で1軒残っているという状況である。

それから区12-2、商和通りの拡幅であるが、現在4メートル足らずの市道であるが、それが全幅で12メートルの道路になる。車道幅員が6メートル、それから2.5メートルの歩道が両側に付いて、路肩を含めて12メートルという形で、この路線については以前より一方通行解除の請願等が出ているところであり、警察のほうとも引き続き協議をしているのだが、公安のほうはある程度出来上がりを見て判断したいという回答であるので、これから工事に入っていく中で、続けて協議、相談をしていきたいというふうに考えている。

まだ若干120号の交差点のところは全面開放ということにならないので、そこをちょっと若干狭いまま残ってしまうのかなと思っているが、路線としては完成までやりたいと、そのように考えている。

○委員長 ほかに。

○井之川委員 説明を受けたので概ね分かるが、この区画道路、道路以外のところの換地をする部分だが、黒いちょっと太めの線が境界線になるのか。ちょっとよく分からないので教えていただきたい。上の宅地部分を見ると、1、2、3、4区画になるか。下も4区画か。黒い太い線で区画されているのだが、それでいいのか。

○都市計画課長 若干見づらい図面で申し訳ない。そのとおりである。上が4区画で、真ん中の区画が大きくなっており、西側が縦に2区画に分かれている。下も、西側が比較的大きい区画であり、東側が2区画に分かれている。4区画ずつになる。

○井之川委員 その換地をされるということで、換地自体は完成しているのか。4区画、4区画の土地については。

○都市計画課長 仮換地指定ということで、将来この形で換地になるということで、指定をさせていただいているところである。

○井之川委員 今年度の事業の関係で確認したいのだが、令和2年度は仮換地と換地をする事業費というのは載っていたのだが、令和3年度の予算のところでは、その仮換地の設計だとか、換地の設計、修正業務とか、そういうのが予算のところにはなかったのだが、これは前にやられている部分ということでいいのか。今年度の中で仮換地指定とか換地設計がやられたのではなくて、令和2年度には実際にやられていたということでいいのか。

○都市計画課長 この3街区の仮換地指定については、令和元年度に指定をしている。今年度の移転は昨年度予算で移転の契約をさせてもらって、今年動いたというものである。今年度の仮換地指定については予定はないが、換地設計業務については流用で一部やっている部分がある。

○委員長 ほかに。（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、都市計画道路の街路事業について、現状の管理と今後の整備計画はどのように進めていくのかについて。

○井之川委員 この関係は今説明があったように、道路自体は建設課の管理に移行していくわけだが、街路樹なんかはたしか公園の樹木だとか、ああいうのと一緒に都市計画課のほうで事業をやっていると。で、道路自体は建設課が管理していて、例えば道路を作ったときに植栽されている樹木以外の、道路に草が生えてくるとか、道路でない隣の民地にある生け垣から道路にどんどん伸びてくるとか、そういう管理は建設課でやるのかと思うが、道路に植栽した樹木は都市計画課でやっていると。これは何か意味があってそうやっているのか。いろいろ頼むときに、管轄が違うということで、同じような状況でも管轄が違うのだが、これは何か意味があって、都市計画道路の植栽はずっと都市計画課で管理をしているのかどうか、その辺を教えて欲しい。

○都市計画課長 街路樹の管理についての質疑だが、基本的には街路樹も道路施設ということで建設課のほうに全体として移管をさせてもらっている。その中で、公園の樹木の管理等もしているので、課長同士の約束事のような形で街路樹の管理、選定とかそういうものについては都市計画課のほうで発注をして管理をするということである。交通事故で樹

木が倒れたとかという関係については、建設課のほうでやるというような棲み分けのような形をとっている。

○井之川委員 住民からすると、道路に植栽されている樹木の問題と、周辺の民地から生け垣が道路に出てきたり、通行を邪魔するような状態が出てきたりというようなところは、住民の立場からだと同じような問題なのだが、それを一本化をするということはできないのか。

○都市計画課長 例えば、街路樹は当然道路施設であり、課長達の約束で、所有権は建設課だが管理自体は都市計画課でやっているという形になる。民地からの草だとか枝については、基本的には民のものであるので、建設課とすると交通に支障があるという状況以外は手が出せないというものなのかなと思っている。その辺の判断は当然都市計画課ではできないということである。

○井之川委員 そういう管理は建設課に一本化できないかということなのだが。

○都市計画課長 できればこちらもそうしたい。

○都市建設部長 補足させていただくが、たしかに都市計画道路ということで整備してもらって、その後市道移管で、移管するというはその道路付属物全てが移管となることであるので、本来であったら一元管理を建設課のほうでしていくのが正しいやり方というのは認識している。ただ、その際に都市計画課のほうには公園があって、樹木伐採等の業務委託に長けている部分があるということで、以前から都市計画課のほうで面倒を見ていただいていたという部分があるので、その辺については課長同士、今後の管理についてというのは、研究していきたいと考えている。

○井之川委員 内容的には分かったが、知っていると思うが柳町の一角で今は綺麗にしてもらっているが、一時民地からどんどん枝や葉が伸びてきて、通行ができないところに元々植栽した樹木と低木があって、両方が伸びてきてしまって、一人分くらいしか通れないようなところがあって、一生懸命住民からの訴えがあったことがある。そういうこともあるので、管理が違うけれども、何か支障が出るときには大体同じ場所に出てしまうということもあったので、是非検討していただきたい。

最後にもう1点だけ、都市計画道路で立派な基準の高い道路、例えば歩道がタイルであったりすると、時間がたつと、最初はきれいだがでこぼこが出てきたり、支障が出てくるわけなのだが、都市計画課でいろいろ計画をするときには、作るときだから立派ないろいろな計画で高規格な道路を作りたいという考えは分かるが、それが5年たち、10年たち、20年、30年とたっていくと、やっぱりいろいろ傷んでくるというようなことで、そういう検討みたいなのは都市計画課と管理を任される建設課できちんと協議をして道路の規格の内容を議論しているのかどうか。その辺を最後に聞きたい。

○都市建設部長 たしかに、都市計画道路ということで、都市景観を考慮してインターロッキングブロックと呼ばれるブロックを歩道に埋めているところであるが、当然それ自体もある程度の強度を、持ち合わせたものを当初設計、設置していると。劣化についてはアスファルトについても、インターロッキングブロックについても経年劣化で多少の傷みが生じてくるということなので、実際にそういった窪みができたり段差ができたりといったところがあったら、移管を受けた建設課のほうでそれに応じた補修を実施していきたいと考えている。

○委員長 ほかに。（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ以上で都市計画課を終了する。

次回の委員会について、事務局より日程案説明を行う。

（事務局説明）

○委員長 説明が終わった。次回の委員会については、事務局からの提案どおりに実施したいが、これについてはよろしいか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）なければ、そのように決定する。

以上で都市建設部を終了する。

（当局退席）

（2）都市建設部各課の調査事項検討・意見交換

○委員長 次に、次第（2）都市建設部各課の所管に係る調査事項の検討と意見交換に入る。発言のある委員はあるか。

○中村委員 前に計画されていた、沼田市の耐震改修計画、これがほとんど済んできていると思うが、その辺の進捗状況を伺いたい。

○委員長 ほかに。

○井之川委員 これは、3月か。（「4月だ」の声あり）

4月となると、年度も替わってしまう。予算も新しい予算が作られるから、もうちょっとたってからにしたいのだが。

○委員長 3月に調査事項の通告をしても間に合うのか。

○事務局書記 3月に出したいということであれば、3月にもう一度委員会を開いて、意見交換をしていただいて委員会として決定していただきたい。

○委員長 そうすると、特別委員会の後か。

2か月先のことを今からとなると日がたってしまうので、3月のどこかでもう一度委員会を開くのでよいか。

○井之川委員 そうすれば、予算書も出てくる。

○委員長 そうすれば、皆さんで考えをそれぞれまとめておいていただき、そのときにまた意見交換をするということによいか。（「はい」と呼ぶ者あり）

日程については追って事務局から連絡をするのでよいか。

○井上委員 3月議会中のどこかでということか。

○委員長 そうである。予算説明後のほうがよいか。

○井之川委員 予算書をもって、こういう予算がつくんだと分かってから、聞こうと思っただらついてたってなると…。

○大島委員 終わってからでいい。

○委員長 では、そのようにするというのでよいか。（「よい」と呼ぶ者あり）

ほかに。（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、以上で都市建設部の所管に係る調査事項検討と意見交換を終了する。

入れ替えのため、休憩する。

午後2：15～2：19

○委員長 会議を再開する

（3）経済部各課の所管・調査事項報告



○委員長 次に、次第（３）経済部各課の所管・調査事項報告に入る。

それでは、産業振興課の所管に係る事項について、報告願う。青柳産業振興課長。

ア 産業振興課

・所管・調査事項報告

○産業振興課長 それでは、産業振興課の所管について報告する。

まず、１の令和３年度新規学卒就職者研修会の開催について報告する。その前、前回の常任委員会で報告した、雇用促進事業について、「高校生のための企業ガイダンス」は、１月１５日土曜日に、感染症対策に努めながら開催したが、２月１日に予定していた、「ママ・主婦等の“働きたい”を応援する面接相談会」については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、中止としたので、報告する。

令和３年度新規学卒就職者研修会については、開催を３月２９日に予定し、現在、企業を通じて参加者を募集している。昨年度に引き続き、感染症対策のため、午前午後の２回に分けて開催する。概要については、２ページに開催要項をつけた。現在４０人ほどの参加申込みをいただいている。

報告事項の１ 令和３年度新規学卒就職者研修会の開催については、以上である。

続いて報告事項の２ 令和３年度ぬまた起業塾ビジネスプラン報告について報告する。ぬまた起業塾ビジネスプラン報告会・閉講式について、出席案内をさせていただいたが、感染拡大の影響から、規模縮小開催となったため、急きょ出席を見合わせる事となり、急な連絡となってしまい、大変申し訳なかった。１月２２日に卒業生１５名による、ビジネスプランが発表されたので、報告する。３ページに、それぞれのビジネスプランのテーマを簡単に記載した。飲食関係から、美容・健康関係、地域づくり、住宅関係など、テーマは多岐にわたり、いずれも地域経済の活性化につながるものであると捉えている。既に起業した方、近々起業予定の方、将来の起業に向け準備を始めている方など、段階は様々だが、関係機関と連携しながら、引き続き起業に向けて伴走支援を行ってまいりたいと考えている。

報告事項の２ 令和３年度ぬまた起業塾ビジネスプラン報告については以上である。

最後に、報告事項の３ t e n g o o ステップアップキャンペーン（第２弾）の結果について報告する。昨年１２月１５日から今年の１月１６日まで、店舗利用数に応じて０．５ずつ還元率が上がるステップアップキャンペーンを実施した。実績は記載のとおりである。

前回、昨年８月１６日から９月１５日に実施した第１弾と比較すると、利用人数が１０，６２０人で、第１弾の７，５１６人から４１％増、利用店舗数が４６０店舗で、３７６店舗から２２％増、利用金額が２１２，５７８，０００円で、前回の１６５，３０３，０００円から２９％増、還元額が１１，６２０，０００円で、前回の６，１３８，０００円から８９％増と大幅に増加した。増加の要因としては、利用が拡大して、事業のすそ野が広がったこと、限度額を前回の１０，０００円から２０，０００円にしたことにより、利用控えが解消され、利用額が伸びたことなどが考えられる。

一方、１人当たり平均利用店舗数は４．１８店舗で、前회가４．６０店舗、１人当たり利用金額は２０，０１７円で、前회가２１，９９４円と、それぞれ９％マイナスとなっている。１人当たりの平均利用店舗数等が減少した理由は、愛郷ぐんまキャンペーンにより、

利用回数1回のみ利用者が増加したことが、主な要因と考えている。tengooステップアップキャンペーン（第2弾）の結果については、以上である。

産業振興課の所管事項の報告については以上である。

○委員長 報告が終わった。報告事項について質疑を行う。まず、令和3年度新規学卒就職者研修会の開催について。（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、令和3年度ぬまた起業塾ビジネスプラン報告について。

○井之川委員 先ほどの説明で、いろいろな状態があるということだが、起業している人もいるということだが、それは教えてもらえることができるか。

○産業振興課長 現在広い意味で創業されている方が今回の卒塾生15名の内、4名いる。一から起業された方について、5番の小林広奈さんがウェブサイトのコンサルティング、デザイン、開発の事業を立ち上げた。12月に開業届を出したということである。少し広い意味での創業になるが、現在事業をされていて、起業塾をきっかけに事業を拡大したという方が3名いる。1番の中林智也さん、こちらは自宅で事業としてはりんご園をやられているが、「太陽堂」という屋号で乾燥イモの商品開発の販売の事業を秋口から実施している。また、2番の生方勇治さんは元々農業をやっていたが、「うぶちゃん農縁」というものを立ち上げて、体験型の農業に事業拡大をしている。また11番の石坂只男さんだが、起業塾に入塾した時点で既に「ビンテージホーム」という会社を立ち上げていたのだが、今回の起業塾をきっかけに事業を拡大している。この3名は事業拡大である。合わせて4名となる。

○委員長 ほかに、質疑はあるか。（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、tengooステップアップキャンペーンの結果について。

○井上委員 ちょっと忘れてしまったので確認だが、登録人数と登録店舗数が分かれば教えて欲しい。

○産業振興課長 2月3日現在になるが、電子地域通貨tengooのユーザー数、登録人数だが、20,721人である。内、アプリ版の利用は19,432人、カードを利用されている方は1,289人である。登録店舗数は506店舗である。

○井上委員 アクティブユーザー数が50%くらいということで、だいぶ登録はしたけれど眠ってしまっている人が多いのかなという結果で、こういうキャンペーンをやっても半分くらいの方が全然使っていないんだなという感じなのだが、また同様なキャンペーンを考えられていると思うが、半分くらいの方がポイントなりお金を眠らせちゃっている状態というのは非常にもったいないと思うが、今後こういった人達、1か月なので、1か月全然使っていないということなので、ほぼ利用がない人達にアプローチみたいな、何か考えられていることがあれば伺いたい。

あと、店舗のほうでも40店くらいはまったく利用が1か月間ないという結果だと思うので、せっかくtengooを使えるようにしたけれど誰もtengooをお店で使ってくれてないという状態なので、ちょっと何かテコ入れがこっちも必要だなという気がするのだが、その辺何か考えられていることがあればこちらも伺いたい。

○産業振興課長 まず、利用の店舗数だが、こちらはステップアップキャンペーンに参加された方が利用した店舗数の積み上げであるので、実際は利用された店舗数は、先ほど申し上げた店舗数とはまた異なる可能性がある。一人一人40店舗使った方から、1店舗ま

での積み上げであるので、実際に506店舗中のどの店舗が使われているかというところの集計はまた異なるということで数字は持ち合わせていない。おっしゃるとおり、利用者自体も全員使っていない方も多いたるところも見られるし、店舗についても全てのお店で利用があるという結果ではないというところは指摘のとおりである。方法としては、やはりPRをする、キャンペーンをすると、そういったことで働きかけて利用を促進していくということに尽きると考えているので、新年度以降になるが効果的なキャンペーンを組みながら、また周知方法を工夫しながら引き続き利用の拡大、たくさんの店を使っただく仕組み作りに努めていきたい。

○井上委員 やっぱり1番は市内の店で使ってもらおうということが事業目的だと思うので、せっかくアプリを入れたり、カードを作ったけれど使われないという人がいっぱいいるのではもったいないので、ここを力を入れていただければと思う。

○委員長 ほかに。

○井之川委員 今ちょっと質問を聞いていて、あれっと思ったので確認をしたいのだが、506店舗というのはtengooを登録した店舗数だが、ステップアップキャンペーンというのは、飲食店じゃなかったか。どこでも全部対象となるのか。確認したい。

○産業振興課長 506店舗については、tengooの利用ができる加盟店として登録をしている店舗数である。今回のtengooステップアップキャンペーンについては、飲食であるとか、そういった業種を問わず全ての登録店舗を対象として利用された店舗数に応じた還元率で還元をするというものである。以前飲食店のみのキャンペーンをしたこともあるが、今回は飲食店だけではない仕組みで実施した。

○井之川委員 分かった。それで、多少前回よりも減ったところがあるという話があったが、これはちょうど期間を考えると、12月から1月の7日くらいまではあまり騒いではいなかったが、ちょうど正月が終わった頃からコロナ、オミクロン株が飛び始めて、この最後のほうはその影響もあったのではないかなと考えるが、そういう12月中の利用者と1月、1週間毎の利用者の数なんかを押さえれば、最後のほうはかなりオミクロン株が広がっていて、表に出なくなっちゃった、飲食店なんかはぱたっと止まっちゃったのではないかなという気がするのだがどうか。分かれば教えて欲しい。

○産業振興課長 12月、1月のオミクロン株、第6波のステップアップキャンペーンへの影響だが、その期間毎の記録はないのだが、12月の利用金額は約1億8,824万4,000円であった。1月が約1億3,248万円であったので、12月に比べると若干減っているんで、そういう意味でもやはりコロナの影響で外出なり飲食を控えるという傾向はあったように認識している。

○井之川委員 利用金額と言ったので、この2億1,200万円が合計なのかなと思ったので、それだと3億1,000万円になるので、あれと思ったのだが。

○産業振興課長 期間中の月別の資料を持ち合わせていないので、恐縮だが、12月の全体、1月の全体のものは持ち合わせているのだが、分かりづらくて申し訳ない。

○井之川委員 分かった。正月を過ぎたら急に流行り始めたので、今回上手くいっていたが、最後にその影響があっちょっと落ちたのかなという感じがするので聞いたのだが。そういう面ではキャンペーン自体は上手くいっていたのかと、そういう気がするのだが、総括自体は、今後もやっていかれるものだと思うので、そういう考えがあれば教えていた

だきたい。

○産業振興課長 まず先ほどのところなのだが、愛郷ぐんまのキャンペーンの中止もあり、総的にやはりこの期間中の利用は少し予定よりも減っていたところはあるが、とはいえ、2億円以上使っていただけていた中で、ステップアップキャンペーンとしては非常に利用の促進につながったと担当課としては認識している。実際まちの声であるとか、利用者の方の声を聞いても、40店舗いったよとか、あと何店舗で40店舗いくとか、そういう会話の中でもキャンペーンに参加して、楽しみながら利用をしている様子が伝わったので、非常に有意義なキャンペーンだったというふうに認識している。

今後であるが、こうしたステップアップがいいのかとか、手法はいろいろあると思うが、利用につなげる、たくさん利用していただけるようなキャンペーンについては、プレミアムチャージであるとか、そういったチャージのキャンペーンと組み合わせて使っていただけるようなステップアップ型のキャンペーンも組み込んでいきたいと今後も考えている。

○委員長 ほかに、質疑はあるか。（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、以上で産業振興課を終了する。

#### イ 農林課

##### ・所管・調査事項報告

○委員長 次に、農林課の所管に係る事項について、報告願う。大竹農林課長。

○農林課長 報告の前に、前回の常任委員会において沼田市内の種別毎の畜産頭数について、回答できなかったことから報告する。

市内における種類毎の畜産頭数であるが、平成28年度で酪農が953頭、肉用牛が319頭、養豚が15,654頭、養鶏が2,362羽、山羊が5頭で合計19,293頭であった。

令和3年度における頭数としては酪農が856頭、肉用牛が379頭、養豚が18,524頭、養鶏が1,084羽、山羊が5頭で合計20,848頭であり、酪農が97頭減、肉用牛が60頭増、養豚が2,870頭増、養鶏が1,278羽減、山羊は増減なしで合計としては1,555頭増となっていた。

特に前回の委員会でも話のあった養豚の頭数が増加しているようであった。

それでは調査事項報告について、前回の委員会において、意見交換のあった事項について調査報告する。

まず、沼田市の水稲と果樹の現状と今後の対策についてであるが、水稲は、人口減少による国内需要の減退が続くことが見込まれる中で、需要の減少に見合った作付け面積の削減が進まず、さらに、新型コロナウイルス感染症の影響等による消費減退により、在庫の過剰、米価の下落に直面している。

今後の対策としては、水田活用の直接支払交付金の活用や当年産の販売収入の合計が過去の平均収入を下回った場合にその差額の9割を補填するナラシ対策等のセーフティネットへの加入の推進をすることが必要と考えている。

果樹については、昨年4月の降霜の影響や新型コロナウイルス感染症の拡大による、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発令による影響があった。

降霜については、地形や種類により被害の有無が分かれたが、農業災害対策補助金の交付を行うなど対応をし、各果樹について無事開園を行うことができた。

今後も首都圏100キロ圏内の地理的条件、6月のサクランボに始まり初冬のリンゴまで季節を通じて楽しめる観光果樹を軸に、果樹経営支援対策事業などによる支援を行い、農協や群馬県利根沼田農業事務所、群馬県中山間地園芸研究センターなどと連携し果樹振興を進めていく予定である。

次に、野生イノシシの病気の状況とその影響はどうなっているかであるが、令和3年度の沼田市では野生イノシシの豚熱検査のために10頭の検体について群馬県が検査を実施しており、うち令和3年6月12日に屋形原町において捕獲された1頭が陽性と確認されている。

影響についてであるが、家畜への感染については、国・県等においても野生イノシシとの因果関係を指摘しているが、小動物からの感染等も懸念されており、各施設において進入防止柵、除菌等の対策を実施している。

また、病気による山野等での死骸の視認等、現在までのところ確認はされていない。

以上、農林課の報告とさせていただきます。よろしく願います。

○委員長 報告が終わった。報告事項について質疑を行う。まず、沼田市の水稻と果樹の現状と今後の対策について。

○井之川委員 米価が下がっているというようなことは、共通の認識だと思うが、セーフティネットの、ちょっと最後のところが分からなかったが、セーフティネットが発動されるということなのだが、その辺をもう一度お願いしたい。

それから、米価が下がっているということなのだが、今までこういう事態があっても、沼田市の場合は非常に美味しい米なので、あまり影響がないのだというようなことが言われてきたのだが、今の現状にして結局米価の低迷の影響は、沼田市の場合は今までどおり影響が少ないと考えていいのかどうか。その辺の考えを聞かせていただきたい。

それから果樹の関係だが、やはり今年、全部ではないが毎年リンゴを買っているのだが、良いリンゴができなかったということを知り、その家だけではないと思うのだが、何件か聞いたら、やっぱり出来が悪かったというようなことで、その辺の影響と、コロナの影響で観光りんご園なんかも相当影響を受けているのではないかと思うが、そういう点では沼田市の果樹農家、今いろいろな対応をさせていただいて、各果樹農家は大丈夫なのではないかという感じを受けたが、その辺の実際の、今ちょうどそういう観光もなくなっているから、いよいよ1年間の総括の時期となると思うが、その辺がどうだったか、もう少し詳しく教えて欲しい。

それから、米価にしても、果樹にしても、今後の対応としてはどのようになるのかと言うのを教えていただきたい。

○農林課長 まず米価のセーフティネットの関係だが、これは国の対策でやっている収入保険制度になっており、農家自らが一部積み立てて、その分を、もし前年度に比較して90%以下に収入が落ちた場合には国も合わせて農家の積立と一緒に補填して、90%以上を確保するという制度になっている。これは基本的に全国農業共済組合連合会で取り仕切っており、協議会と併せて国に申請する形になっている。

次に、米価のコロナの影響等だが、こちらにおいても、農林課で把握している限りでは、沼田市の米自体が影響したかという話だと、先日もあったが、白沢の方が全国の米食味分析コンクールというのを国際大会に出して、金賞を受賞したという報告も受けている。あ

と利根実において「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」という事業に取り組んで、表彰された。利根実で取り組んでいる戦国米セットの関係である。それと先日市長にも報告があった、沼田産のお酒のG I 認証等登録された部分がある。こういったように沼田の米に対して付加価値を付けて、ほかの賞品との差別化を図るような取組も行っているところである。

それと果樹の関係で、降霜のところで影響があり、農林課にも出来が悪かったとか、収穫が少なかったとかという報告もあり、市としては助成という形で県の補助金を使って各果樹園のほうに出したが、それはあくまで今年できた果樹に対してとというのではなくて、今後、来年以降に向けて、その果樹の木が悪くならないようにとか、そういう形で肥料とか手入れの関係において補助する補助金を出した形になっている。一応農家のほうからも、いろいろな問合せもあり、できる限り沼田市のほうでも補助したのだが、やっぱり先ほどの米でもあったように、果樹のほうにも補助金の制度もあるので、そういったものも活用していただいて今後も上手く話をしながら、相談に乗りながら進めていきたいと思っている。

○井之川委員 内容的には概ね分かった。ちょっと、沼田市の米は旨いので、全体の米価が安いとか、そういうのは関係なくて、取引先が決まっているというようなことが多いので、あまり沼田市の米農家には米価低迷するみたいな影響はないんだというふうに聞いてきたものだから、それは今もそういう状態なのかどうか。市のほうでの状況を聞きたいのだが。最後にそれをお願いする。

○農林課長 私のほうで把握している限りでは、そういった形で取引先が決まっている農家の方というのはごく一部ではないかと確認している。やっぱり取引先を決めてしっかりとしたルートを設定している方は多少のあれには影響しないで済んでいると思うのだが、やはりJ Aも取引金額が決まっている形になっているので、沼田市においても米価には影響しているのではないかなという認識でいる。

○委員長 ほかに、質疑はあるか。（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、野生イノシシの病気の状況とその影響はどうなっているかについて。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ私が質疑してよいか。

○副委員長 では、委員長。

○委員長 これは私が言ったことだが、前に屋形原で昨年6月、1頭確認されたということだが、結構野生のイノシシから、畜産農家のほうに移ってしまっただけで全頭廃棄みたいな、そういったことが西毛のほうでは結構あったと思うのだが、この利根沼田については、そういったものはなかったのかというのが一つと、沼田市としては養豚農家にどのような対応を取っていたのかというのを聞かせていただきたい。

○農林課長 一つ目のイノシシの影響についてだが、先ほど話しにあった屋形原でのイノシシの陽性反応だが、やはりその捕獲した場所から養豚農家までが3キロメートル以下だったものであるから、かなり慎重に県のほうも対応していただき全体的にその農場自体も検査を受けて、いろいろ確認をしたのだが、ほかの発生した桐生とか前橋の事例なんかも、国のほうで調査隊が入り検査をしているのだが、やっぱり近場にイノシシがいるという確認も取れていて、そのほか先ほども申し上げたが、やはり小動物、ネズミ等からも移るのではないかと国のほうの判断もあるので、その辺は十分注意して養豚農家のほうにはお願

いしていることである。先日2月3日に、片品村でも陽性反応が出て、ドリームファームとスワインセンターのほうで、5キロ圏内にあったものであるから、そちらのほうについても、十分注意しているような状況である。

あと、農家への対応についてだが、令和元年度に県内でも出た話になった中で、各農場への侵入防止策の設置の補助、各消毒、ワクチン等への補助となっており、各農家からも相談を受け、できる限りの補助を行っている状況である。

○委員長 今回屋形原で出て、2月3日でも2頭、片品で出たということなのだが、これが広がらないというのは、一つは群馬県のほうで、知事のほうで早めに全頭ワクチンを進めていただいたというのが広がらなかった要因の一つにあるのかということと、またワクチン接種後に生まれた子豚についても順次ワクチンをやっているのかということのを聞かせていただきたい。

○農林課長 基本ワクチンが当初50日から60日の子豚に対してという話だったのだが、国のほうの検証等をいろいろ含めて30日から40日に短縮されて、前倒しでワクチンをするようにという指導の下、群馬県内もそれに準じてやる方向で行っている。また、それ以降に毎年生まれている養豚についてもワクチンをその都度、期間に合わせてワクチンを接種している状況である。

○委員長 ほかに、質疑はあるか。（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、以上で農林課を終了する。

#### ウ 観光交流課

##### ・所管・調査事項報告

○委員長 次に、観光交流課の所管に係る事項について、報告願う。生方観光交流課長。

○観光交流課長 まず、報告事項1 2022老神温泉びっくりひな飾りの開催についてであるが、添付資料のとおり、老神温泉観光協会主催のびっくりひな飾りが令和4年2月19日から3月27日、9時30分から16時30分の間、利根町観光会館を中心に約7,000体のひな人形等展示を行う。開催にあたっては、コロナ対策を十分に行った上で実施、少しでもお客さんに楽しんでいただき、また少しでも誘客につなげていければというふうに考えている。参考だが、本年度で9回目の開催ということになる。詳細については添付資料を見ていただきたい。また、チラシに付いているイベント内容については今後コロナの状況によって変更されることもあるということで話を聞いている。委員の皆さんにはぜひ来場いただきたい。

次に、調査事項の1 スケートボードを活用した観光誘客を検討しているかについてであるが、スケートボードはオリンピックを契機に大変注目され、若い人にも人気が上がっているスポーツの一つになっているところであるが、本市においては現在スケートボード専用楽しめる施設はない。同競技を活用して観光誘客を行うには、まず魅力ある競技場や運営組織等が設置されていることが先行されるものと考えている。市が施設を設置してということになると、都市公園への設置、スポーツ振興による体育施設の整備等が考えられるところであるが、現時点においては施設がない状況でもあり、観光交流課としては今現在スケートボードを活用した観光誘客についての検討は行われていないという状況である。

続いて、調査事項の2 氷雪等を活用した観光誘客の検討はしているかについてだが、

本市においての氷雪を利用した誘客としては、大きく捉えると玉原でのスキー、スノーボード、スノートレッキングといったウインタースポーツをはじめ、ここ何年か開催が見送られているが、老神温泉観光協会が実施している雪ほたる等が挙げられる。今回の調査事項についてであるが、氷雪等、氷像であるとか氷雪などを活用した誘客イベントの開催のことで察するが、現在コロナ禍であり、観光交流課では今のところ氷や池を活用したイベントの計画はしていないが、今後誘客や経済効果といったことも含め、本市の開催について調査研究等行っていくと共に、商店街連合会または観光協会、沼田商工会議所等へ意見を聞く等を行っていければと思う。

観光交流課の報告事項、調査事項については以上である。

○委員長 報告が終わった。報告事項について質疑を行う。まず、2022老神温泉びっくりひな飾りの開催について。（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、スケートボードを活用した観光誘客を検討しているかについて。

○副委員長 今課長が言われたとおり、東京オリンピックでもかなりスケートボード人気のあるスポーツになってきた。やっぱりオリンピックを機に日本中の人がこのスケートボードという存在を知ってもらえるようになったと思う。いち早く高崎市、前橋市、安中市、たしか桐生か太田でもそういったパークがあって、すごい子供を含めた、それに付いてくる大人の人達が見に来ている。小さいうちからやれば、オリンピックとは言わないが、そういった選手に対して、1人有名な選手が出ると、すごい人が来るというのが今のスポーツだと思う。アメリカなんかでXゲームがあって、1番の賞金が10億円とかという、そういったゲームもあるくらいなので、ぜひ沼田市も前向きに今後検討していただければ、結構なお客さんも来ると思うのだが、ぜひお願いしたい。

○観光交流課長 先ほど少し話をさせていただいたのだが、実際スポーツでの振興という中の一つのカテゴリーということで今話をいただいたのだが、やはりスポーツについては所管はスポーツ振興課を中心に動いていくものだと考えている。また、そちらで施設ができたりであるとか、有名選手が育っていく等の環境を整えたところで、観光交流課としてはそちらを利用した観光誘客等を考えていきたいというふうに考えている。

○副委員長 やはり都市計画課とかスポーツ振興課といろいろ相談していただき、こういうのできるのではないかと、ああいうのがやれるのではないかとという横のつながりをこれからはして、どんどん観光客を含めた、子供達のうちから遊びながら観光してもらおうという、一つずつクリアしていかないと、これをしたからお客さんがどっと来るなんてものは今は絶対ない。だからスケートボードパークを作る、何々を作る、何々を作ってやっぱり皆それぞれいろいろなことで相乗効果が生まれると思うので、ぜひお願いする。

○観光交流課長 観光誘客にいずれつながってくるであろうというふうには想像はできる部分もある。関係部署には話をさせていただければというふうには考えている。

○委員長 ほかに、質疑はあるか。（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、氷雪等を活用した観光誘客の検討はしているかについて。

○副委員長 大島委員が強く言われたことだが、今軽井沢が有名だと思うが、さっぽろ雪まつりみたいな、あんな大それたことではなくて、軽井沢の氷雪、そういった形で少しずつしていったら、ライトアップとかしていくようにすれば、またそこも観光誘致につながるのではないかなと、それについて課長とすればどうか。



○観光交流課長 実は先日、氷の彫刻の話をしていただいたところだったが、商店街連合会長にちょっと話をし、検討をしてもらえるかということで話をした経過がある。するよというような返事ではなかったが、今後イベントを開催するにあたって、いろいろなところでそれができるか話の土台には挙げていきたいということと、それが観光誘客と、経済効果につながるかどうかということも今後研究をさせていただければと思う。

○委員長 ほかに。

○井之川委員 私も話を聞いてて思ったのだが、大正ロマンのまちづくりなんていうので売り出そうとしているわけだが、そういう場所で、よく各地でやられているが、氷の芸術なんていうので競争するわけだが、ああいう何か、やっぱり大正ロマンのまちだけでは規模からしても何からしてもそんなになかなか一線級というわけにはいかないの、せっかく売り出そうとしている方向でこういうソフト的なイベント等、氷のことも含めてぜひ考えていって欲しいなというふうに思う。今お金を使わなくて、こつこつと何か始めるということで、何かイベントの時にそういう氷を使った大会みたいなものをやるとか、そういうことで、大正ロマンと結び付けてやったらどうかというふうに考えているので、そういうことも頭に入れていただければありがたいと思うが考えを聞きたい。

○観光交流課長 大正ロマンのエリアを含めたところでの開催ということで、参考意見として検討材料として商店街と商工会議所等に投げかけていきたいと考えている。

○委員長 ほかに、質疑はあるか。（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ以上で観光交流課を終了する。

次回の委員会について、事務局より日程案説明を行う。

（事務局説明）

○委員長 説明が終わった。次回の委員会については、事務局からの提案どおりに実施したいが、これについてはよろしいか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）なければ、そのように決定する。

以上で経済部を終了する。

（当局退席）

○委員長 休憩する。

午後 3 : 1 6 ~ 3 : 1 9

○委員長 会議を再開する

（４）経済部各課の調査事項検討・意見交換

○委員長 次に、次第（４）経済部各課の所管に係る調査事項の検討と意見交換に入る。先ほどと同様に、３月に委員会を開いた中で改めて行うのでよいか。（「はい」と呼ぶ者あり）

（５）今後の日程について

○委員長 次に、（５）今後の日程について事務局より日程案説明を行う。

（事務局説明）

○委員長 説明が終わった。報告のとおりでよろしいか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ほかに、委員各位から何かあるか。——なければ、以上で経済建設常任委員会を終了する。